

学校法人鹿児島竜谷学園宇宿幼稚園重要事項説明書

1 施設設置主体

名 称	学校法人鹿児島竜谷学園
所 在 地	鹿児島市東千石町21-38
電 話 番 号	099-226-3191
代 表 者 氏 名	森田 順照

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園
施 設 の 名 称	幼稚園型認定こども園宇宿幼稚園
施 設 の 所 在 地	鹿児島市宇宿4丁目18-8
連 絡 先	099-264-1810
管 理 者	園長 緒方 玲子
対 象 園 児	(1号認定児) 90名 3歳以上で、教育を希望する子ども。 (2号認定児) 15名 3歳以上で、就労や妊娠など「保育の必要な事由」に該当し、 教育と保育を希望する子ども。
開 設 年 月 日	宗教法人立宇宿幼稚園設置許可 昭和46年3月4日 幼稚園型認定こども園宇宿幼稚園 平成27年4月1日

3 本園の目的・運営の方針

本園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 本園は、宗教的情操を培う「まことの保育」を実践し、次代を担う心豊かな児童の育成を図ります。
- (2) 本園は、児童憲章に謳ってある「子どもの最善の利益優先」を追求しながら教育・保育を行います。
- (3) 本園は、地域の子育てをしているすべての家庭に対して、子育て相談・支援を行います。
- (4) 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他の関係法令等を順守します。
- (5) めざす姿

① めざすこども像

- ・みほとけさまをおがむ子
- ・ありがとうございますのいえる子
- ・おはなしをよくきく子
- ・なかよくする子

② めざす幼稚園像

- ・子どもが喜んで登園し満足して降園する園
- ・良質の教育・保育を実践し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う園

- ・安全で整然とした環境を維持する園
- ・子育て支援を推進する園

③ めざす教職員像

- ・子どもと共に育つ教職員
- ・子どもの心に寄り添う教職員
- ・学び続ける教職員
- ・保護者や地域の方々に信頼される教職員

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	731㎡
	園庭	410㎡
園舎	構造	RC構造
	延べ面積	475㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	3歳児（ちゅうりっぷ組，もも組） 4歳児（ひまわり組，たんぽぽ組） 5歳児（さくら組，すみれ組） 3歳児クラスには，体験児もいます。
職員室	1室	
給食室	1室	3名の調理員がいます。（アレルギー食対応）
リズム室		5歳児クラスの間仕切り等を開いて，集会用に活用します。
図書コーナー		すみれ組内に設置しています。
保健コーナー		職員室内にベッドを置いています。

(3) 職員の配置状況（令和4年4月1日現在）

職種	人数	職務内容
園長	1	園長は園務をつかさどり，所属職員を監督する。
主幹	1	園長を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに幼児の保育をつかさどる。
指導教諭	1	幼児の保育をつかさどり，並びに保育教諭その他の職員に対して，保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	6	幼児の保育をつかさどる。
常勤保育教諭	2	幼児の保育をつかさどる。
非常勤保育教諭	8	幼児の保育をつかさどる。
事務職員	1	経理及び庶務をつかさどる。
調理員	3	幼児食に係る献立を作成するとともに，調理業務に従事する。
運転手	2	バスの運転・環境整備に従事する。
添乗員	2	バスの添乗に従事する。
合計	27	

※ 本園は、条例等に定める基準に基づき、教育・保育に必要な職種について職員を配置しています。

5 教育・保育を提供する日

(1) 登園日は、1号認定の幼児は200日程度とし、2号認定の幼児は、300日程度となります。

(2) 休園日は次のとおりとします。

① 1号認定児の休園日

- ・国民の祝日
- ・土曜日・日曜日
- ・春季休業日 3月26日から3月31日まで
4月1日から4月5日まで
- ・夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

② 2号認定児の休園日

- ・国民の祝日
- ・日曜日
- ・12月29日から翌年1月3日まで
- ・3月31日

※ 災害時や緊急事態が発生したときは、臨時休業することがあります。

※ 1号認定の園児は、平日、土曜日、春・夏・冬季休業日に必要な場合は、「預かり保育」を利用することができます。

6 教育・保育の提供時間

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定児	教育標準時間	10時～14時
2号認定児	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時
	保育短時間（最大8時間）	9時～17時

(1) 預かり保育（1号認定児・体験児）

保育終了後・土曜日・長期休業中、ご希望により「預かり保育」を実施しています。

(2) 延長保育（2号認定児）

2号認定児の保育終了後、ご希望により「延長保育」を実施しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼稚園教育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

6に記載した時間において、教育・保育を提供します。

(2) みほとけ様の幼稚園として「まことの保育」を実践・推進いたします。

(3) 幼稚園教育要領と「まことの保育」の一体化を図り、園児の教育・保育を進めます。

(4) 送迎

希望者については、園バスによる送迎をいたします。

ただし、園バスは、運行範囲が限られており、迎え・送りともに二便制です。園児の転出入や保護者の転居等により、運行スケジュールは途中変更する場合がありますが、原則、年度当初に決定された通りです。また、細かな時間指定には、対応できません。

園バスを利用される場合は、別途利用者負担が発生します。

(5) 給食

献立表は、毎月「給食だより」として別途にお知らせいたします。

食物アレルギーがある場合は申し出てください。生活管理指導表に基づいて対応いたします。

8 保育料等

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料等）

支給認定証の発行を行った鹿児島市が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

毎月15日にゆうちょ銀行の通帳から引き落とされます。
(その日が休日の場合は、翌日となります。)

【保育料】

1号認定児	満3歳～5歳児は無償
2号認定児	3歳～5歳児は無償
2歳体験児	20,000円（給食費は別） 満3歳になる前日から保育料は無償

【給食費】

1号認定児	3,700円 (主食費：500円 副食：3,200円) ※小学校3年生の修了前の子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費は無償
2号認定児	5,100円 (主食費：600円 副食費：4,500円) ※小学校就学前の子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費は無償
2歳体験児	3,700円

【預かり保育料】（1号認定児・体験児）

平日	14:00～17:00 300円	17:00～18:00 150円	18:00～19:00 150円
土曜日 長期休業中	7:00～13:00 200円 13:00～17:00 200円	17:00～18:00 150円	18:00～19:00 (土曜日はなし) 150円

※ 土曜日・長期休業中、午前保育の日は、一食200円で給食が提供できます。
(給食は、2日前までに事前予約が必要です。)

※ 新2号認定児は、利用時間帯での料金が日額450円、月額11,300円を上限として無償。利用料金を合計し、450円×利用日数の額より超過した場合は、超過分を実費徴収

※ 新3号認定児は、利用時間帯での料金が日額450円、月額16,300円を上限として無償。利用料金を合計し、450円×利用日数の額より超過した場合は、超過分を実費徴収

【延長保育料】（2号認定児）

<標準時間>

実施時間帯・・・月曜日～金曜日の18:00～19:00

料金・・・150円

<短時間>

実施時間帯・・・月曜日～金曜日の17:00～19:00

土曜日は17:00～18:00

料金・・・17:00～18:00 150円

18:00～19:00 150円

(2) その他の経費

【入園児】

入園手数料 2,000円 (1号認定児・体験児は、入園希望提出時に納入)
(2号認定児は、鹿児島市の認定後に納入)

保育用品代 5,000円程度 (入園後に集金)

制服・帽子等 30,000円程度

【毎月の経費】

スクールバス 往復 1,400円
片道 700円

体育教室代 350円

父母の会費 600円

卒園アルバム代 (年長児) 720円

【その他】

本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担していただくことが適当と認められるもので、園長が定める額

9 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 入園

園児が入園しようとするときは、園児の保護者から所定の入園申込書に入園手数料を添えて園長に提出するものとします。

(2) 休園

園児が休園しようとするときは、その保護者からその旨を届けるものとします。

(3) 退園

園児が退園しようとするときは、退所届及び支給認定変更（取消）申請書兼変更届を幼稚園を経由して居住市町村に提出するものとします。

なお、支給認定の取消及び変更の場合、支給認定証を居住市町村に返却します。

(4) 教育・保育の終了

ア 園児が小学校に就学したとき

イ 子ども・子育て支援法第24号第1項第2項または第3項の規定により、支給認定が取り消されたとき

ウ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

10 嘱託医等

本園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	田村クリニック
嘱託医の氏名	田村 裕道
所在地	鹿児島市宇宿3丁目29-10
電話番号	099-256-2222

(2) 歯科

医療機関の名称	福元歯科
嘱託医の氏名	福元 博嗣
所在地	鹿児島市宇宿5丁目31-8
電話番号	099-284-7171

(3) 薬剤師

医療機関の名称	しらゆり調剤薬局
嘱託医の氏名	宮脇 仁美
所在地	鹿児島市和田1丁目30番15号
電話番号	099-263-3420

11 園内での投薬

職員による投薬については、医療行為にあたるため原則として禁止されています。しかし、かかりつけの医師が処方された薬で、医師の指示でやむを得ず保育時間中に投薬が必要な場合に限り、「投薬依頼書」に基づいて取り扱います。

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に、病状急変等緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡し、保護者の指定する医療機関に搬送いたします。

なお、状況によっては、救急車等を手配し緊急搬送いたします。

1.3 保険の種類・保険事務・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	災害給付（日本スポーツ振興センター）
保 険 の 内 容	園管理下における園児の負傷等に要する費用に対する補助を行います。
保 険 金 額	治療費等5000円の場合2割負担で1000円の窓口支払いとなりますが、給付金は約4割で2000円程度の支給があります。 5000円以上の場合も同様の割合で支給されます。
治療費5千円未満、保険による支払2割1000円未満は日本スポーツ振興センターから支給されませんので、1000円未満の支払いについては、本学園から支給されます。	
保 険 の 種 類	J K保険（東京海上日動火災保険株式会社）
保 険 の 内 容	園管理下における園児の負傷等に要する費用に対する補助を行います。
保 険 金 額	通院保険金日額550円×通院日数

その他「幼稚園賠償責任保険D型」、「幼稚園団体傷害保険D型」、「体験入園園児傷害保険」、「スクールバス傷害保険」に加入しております。

1.4 非常災害時の対応

非 常 時 の 対 応	別途定める。
防 災 設 備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・カーテン防災処理 有
避 難 ・ 消 火 訓 練	・火災訓練 地震・津波訓練 防犯訓練 交通安全教室 など月1回程度実施します。

1.5 その他の留意事項

飲酒・喫煙は、本園の敷地内はすべて禁止です。

1 6 苦情・相談等に関する相談窓口

幼稚園型認定こども園宇宿幼稚園では、利用者からの苦情・相談に適切に対応する体制を整えています。当園における苦情・相談解決責任者、苦情・相談受付担当者を設置しております。

(1) 苦情・相談責任者

園長 緒方 玲子

(2) 苦情・相談受付担当者

主幹 小湊 梨絵

(3) 苦情・相談解決の方法

ア 苦情・相談の受付

苦情・相談は面接、電話、書面などにより苦情・相談受付担当者が随時受け付けます。

イ 苦情・相談受付の報告

苦情・相談受付担当者が受け付けた苦情・相談は、苦情・相談責任者に報告します。

ウ 苦情・相談解決のための話し合い

苦情・相談責任者は、申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

エ 苦情解決に向けた記録・結果報告

(ア) 苦情・相談受付担当者は、苦情の受付から解決、改善までの経緯と結果について書面に記録するものとします。

(イ) 苦情・相談責任者は、改善を約束した事項について、申出人に口頭等で報告するものとする。

(ウ) 申出人が満足する結果で解決できなかった場合は、市の苦情相談窓口を紹介するものとします。

(4) 守秘義務について

相談内容については秘密を厳守します。

1 7 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

(1) 園児及びその保護者等に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律及びその他の関連法令を遵守しつつ、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

ア 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。

イ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。

ウ 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

エ 病院その他関係機関（療育関係事業所、福祉関係者等）に対し必要な情報提供を行うこと。

(2) ホームページについて

ア 趣旨

本園のホームページは、園児及び保護者、職員のプライバシーを尊重の上、情報発信のために一般に公開しています。

イ 目的

(ア) 宇宿幼稚園の特色や園児たちの活動を、広く広報するため。

(イ) 園児の活動を保護者に公開し、活動への理解と協力を得るため。

(ウ) その他、当園の教育活動等を知っていただき、園の活動に対する意見を受け、より充実・発展した活動にすするため。

ウ 責任者

当ホームページに掲載された情報に関する責任は園長が負います。

エ 公開の方針

(ア) 原則として個人写真を掲載する場合は、名札等によって個人名が判別できないように必要な修正を施すと同時に、掲載した文章などからも個人が特定されることのないように十分注意します。

(イ) 保護者から掲載を希望しない旨の申し出のあった園児の写真は、集合写真や複数の園児との活動場面の写真など、個人が特定できない写真を除き、掲載しません。

(ウ) 特別な事情により、上記項目に抵触する写真や情報を掲載する必要がある場合には、事前に保護者の同意を得るものとします。

(エ) 写真等の個人情報には園関係の目的にのみに使用し、職員の個人的な目的には使用しません。